

都道府県教育委員会から採用する任期付教員の資格審査の基準

(平成 16 年 12 月 15 日)
教育研究評議会)

国立大学法人上越教育大学教員任期規程（平成 16 年規程第 104 号）別表（第 2 条関係）に定める任期付教員のうち、都道府県教育委員会から「学校教育総合研究センター教育実践研究部門教師教育総合研究分野」に採用する教員は、国立大学法人上越教育大学教員選考基準規程（平成 16 年規程第 58 号）第 5 条第 5 号の教員の資格を満たす者とする。

なお、同号に規定する「専攻分野について、優れた知識及び経験」とは、下記に定めるものをもって総合的に判断するものとする。

記

1 教育実践に関する指導実績又は行政の実績

例えば

- (1) 学校教育において児童・生徒に対する実践的指導力等に特に優れている者
- (2) 都道府県教育委員会において学校教員に対する学校経営の指導方法や児童・生徒の実践的指導方法等を研究・企画し、教授・指導等を行う立場にある者又はあった者

2 教育実習における指導実績

例えば

- (1) 学校教育において長く教育実習における指導者として実習生の指導に当たってきた者
- (2) 学校教育又は都道府県教育委員会等のキャリアを通じ、実践的な教育実習の指導能力を有する者

3 学校教育に関わるプロジェクトの企画・研究経験

例えば

学校教育において教科教育や実践的指導方法等に関する研究プロジェクト等を企画・研究し広く発表等を行った実績を有する者

4 大学における教育指導の経験

例えば

教員養成系大学・学部において学校教育の実践場面等に関する教育指導等の経験を有する者